

第87回原状回復対策協議会

と き：令和5年2月4日（土）

午後2時20分から

ところ：二戸地区合同庁舎大会議室

1 開会

○佐々木主任主査

定刻になりましたので、ただ今から第 87 回青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会を開会いたします。

本日は、委員 12 名中 10 名の御出席をいただいておりますので、設置要領第 5 条第 2 項の規定により会議として成立していることを御報告します。なお、「笹尾委員・中澤委員」は、オンラインによる参加です。

また、本日は、設置要領第 6 条の規定により、委員長の求めにより、オブザーバーとして、「汚染土壌対策技術検討委員会」の委員、「県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループ」のグループ員の皆様にも御出席いただいております。

なお、「土壌委員会の江種委員、遠藤委員」は、オンラインによる参加です。

2 あいさつ

○佐々木主任主査

それでは、開会に当たりまして、環境生活部長の福田から一言御挨拶を申し上げます。

○福田部長

委員の皆様、そしてオブザーバーの皆様におかれましても、大変御多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

この事案につきましては、西の豊島に東の県境産廃ということで大変ショッキングなものでありましたが、原状回復に 20 年もの歳月を経た現在、ようやく完了に至るということで齋藤委員長をはじめ関係者の皆様に改めて敬意を表したいと思っております。

また、この事案の現象面だけでなく本質面を捉えた対応としては、新たな条例の制定により産廃税や事前協議制の導入なども行われてきたところですが、前回御議論いただきましたとおり事案伝承や跡地活用という課題も残されておりますので、本日はそれらの課題の今後の検討スキームについても御確認いただきたいと思いますと考えております。

限られた時間ではございますが、本日も忌憚のない御意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 議事

(1) 報告事項

ア 県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループの活動結果について

イ 令和 4 年度水質モニタリング結果について

ウ 水質アドバイザーについて

エ 新たな検討の場について

(2) 協議事項

ア 青森・岩手県産業廃棄物不法投棄事案岩手県側エリアにおける原状回復宣言につ

いて

(3)その他

○佐々木主任主査

それでは、議事に入らせていただきます。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、CO2 測定器を設置しております。一定の濃度になりましたら適宜事務局で換気しますのでご了承願います。

さて、当協議会の議事進行は、設置要領第4条第4項の規定により、委員長が行うことになっておりますので、ここからは齋藤委員長に進行をお願いいたします。

齋藤委員長、よろしくお願いいたします。

○齋藤委員長

はい。発覚してから24年目、そして原状回復対策協議会ができてから20年です。先程、新幹線に乗りながら、20年間87回以上通勤したようなものでありまして、随分長い間かかったなと感慨深く思っていました。皆様の御尽力で、これが終わりではありませんが、一定のけじめがつくということで、第87回原状回復対策協議会、きちっと締めたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。まずは報告事項ア「県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループの活動結果について」ということで、橋本副委員長、説明をお願いいたします。

○橋本副委員長

お手元の資料1を御覧ください。

本協議会の設置が平成15(2003)年度で、それから11年後の平成26(2014)年度にワーキンググループが設置されました。これは、協議会で、事案の教訓を後世に伝えるとともに地域における環境保全に資する取り組みについて検討する必要があるとの意見が多くあったことによります。設置以来、ワーキンググループは今年度まで計15回の会議をもちましたが、検討事項はおもに原状回復の記録等の保存・活用と現場跡地の利活用についてです。資料1を御覧ください。グループのメンバーは、資料右側上の2活動期間の表のようになっています。

以下、3活動結果についてです。(1)の事案伝承活動についてですが、初期の三つの取り組みが重要と考えられます。ア、イ、ウの項目ありますが、まず下のウのイベントの開催をご覧ください。設置の翌年度に、地元二戸市の支援の下、「県境不法投棄事案の教訓と跡地利用を考えるフォーラム」を開催し基調講演とともにパネルディスカッションをおこないました。これに続いて、県北広域振興局と地元カシオペア環境研究会主催、二戸市共催の「カシオペア環境フェスティバル」が開催され環境PRブースで本事案の広報をおこないました。そして、平成29年(2017)年度には、県の環境施策に係るアーカイブ事業において

「岩手青森不法投棄問題」を取り上げ、テレビ局の協力により DVD を作成しました。これら三つの取組、フォーラム、環境フェスティバル、DVD 作成がその後の伝承活動の起点になっています。

平成 30 (2018) 年度に、振興局二戸保健福祉環境センターとカシオペア環境研究会が実施主体となり、「カシオペア連邦環境を守り育てる若手人材育成事業」を起ちあげ、中高生を対象とする県境不法投棄事案の出前授業と環境フェスティバルの定期開催を推進することになり今日に至っています。出前授業の開催状況については資料左側の表の通りです。出前授業では前述の DVD が大変役立ち、かつて本対策事業を担当した元県職員と本ワーキンググループのメンバーが講師・助言者として尽力されています。事案伝承活動についてはコロナ感染拡大下での活動自粛がありましたが、今後継続することにしています。

次に資料右側(2)「環境再生(跡地利活用)」についてです。前述のフォーラムでの意見交換や参加者アンケートの結果を、森林再生、太陽光・風力発電、お花畑・イベント広場の三つに整理集約し、跡地の最終地形を考慮してゾーニングをおこない全体のイメージをかためました。これら当初計画はその後さまざまな検討を経て最終的には資料右側の写真のようになっています。三つのエリアのうち、北西部と東部がともに「森林再生」となっていますが、北西部は主に植樹法による森林再生、東部については自然再生法を導入した森林再生を想定しています。なお、植樹法による森林再生を目指すうえで、現場跡地の気象条件は厳しく土壌条件も良くないことから、事前に調べておく必要があるのではということで、特性の異なる樹種を選び、平成 29 (2017) 年から各樹種の現地適応性を見るため植栽試験を実施し、生育状況や気象害・獣害等の発生状況を調べ、植栽に際しての留意点について把握しました。

中央部の再生可能エネルギーのための利用については、県が推進する水素利活用推進プロジェクトに沿って、令和 3 (2021) 年度から現場跡地を想定した水素関連産業モデルの可能性調査をおこないました。その結果、現場での太陽光発電による電力を一定の施設に売電することを基本にして水素製造する場合に、事業可能性があることがわかり、次のステップの実証事業導入調査に進むことになりましたが、水素関連設備のコスト削減に向けた動きや地元企業の意向・実態などを見ながらの調査になります。

次に資料右側エ「県境不法投棄事案の記録誌」についてです。第 83 回協議会で、記録誌を発行すべきとの意見があり、ワーキンググループでの検討を経て、目下、県が記録誌発行に係る諸作業を進めているところです。事案発覚から原状回復に至るさまざまな取組みはもとより、汚染除去事業等で得られた新規かつ高度な技術的知見等は、長く記録・保存し活用されるべき十分価値あるものと考えます。記録誌は見やすく分かりやすい良いものを目指しており、来年度の発行となっています。

最後になりますが、跡地利用については、原状回復事業が完了したことを受け、令和 5 年度からは、これまでの検討の段階から、市民や事業者に実際に使ってもらうことができるようにまず広く周知する段階に進むこととなります。この新たな段階以降については、後ほど

報告がありますが、「新たな検討の場」で検討することになっています。

報告は以上です。

○齋藤委員長

はい、ありがとうございました。

長年に渡ってワーキンググループの活動をしていただきました。まだこれから検討しなくてはならない事も多くありますが、これまでの活動について御質問あるいは御意見ありましたら、お願いしたいと思います。

○生田委員

橋本委員に御確認したいのですが、現場内で植栽試験を実施しておられました。その後、ウルシが順調に生育しているということでしたが、どうですか。当時、土が良くないから、良い土に変えなければというお話でしたが、今後森林再生するにあたって全体的に「ウルシは生育する」というお考えで進めているのでしょうか。

○齋藤委員長

いかがでしょうか。お願いします。

○橋本委員

今回行った試験は、特性の異なる4つの樹種を使って、それぞれの樹種が現地に適応するかどうかの試験を行いました。その結果、今、ウルシについての御質問でしたが、ウルシについては土壌の排水性に問題がなければ十分生育する結果を得ております。計画案に示されている森林再生のエリアにおいて、どこにどのような樹種を植えるかについてはワーキングで検討しているわけではなく、来年度以降の検討の場で検討することになっております。

○齋藤委員長

よろしいですか。

○生田委員

はい。それからもう一点ですが、非常に気になるところがあります。次で検討する項目かもしれませんが、色々皆さんで考えていただいた森林だとか再生可能エネルギーのエリアなどを公売ということになると、公売との兼ね合いはどのように考えているのでしょうか。これは次の検討の場で考えることでしょうか。

○齋藤委員長

橋本委員からお答えできる部分があればお願いします。

○橋本委員

事務局の方からお願いします。

○齋藤委員長

それでは、県の考え方があるかと思しますので、お願いします。

○佐々木室長

生田委員が仰いましたとおり、公売の制約の下で課題がございます。後ほど、説明資料4

の「新たな検討の場」で御説明することになりますが、残された課題として跡地利用について公売の枠組みのもとで、いかに地元の理解を得て進めるかということが残っていると認識してございますので、そういったところを一步一步近づけていくためにどのようにしていくかのたたき台について、資料4で御説明します。具体的には次の新たな検討の場で詳しく協議していければと考えております。

○齋藤委員長

スパッとした答えにはなかなかいかない事情があるかと思いますが、よろしいですか。

○生田委員

はい。

○齋藤委員長

他に御質問等ございましたら、お願いします。よろしいですか。

それでは、報告事項イ「令和4年度水質モニタリング結果」について、事務局から報告をお願いします。

○吉田主任

資料2について御説明します。

令和4年度に実施した水質モニタリングの結果は表1のとおりです。前回協議会において、令和4年9月分までの結果を報告しておりましたので、今回新たにお知らせするのは令和4年10月以降の結果です。環境基準超過はなく、上昇傾向もありませんでした。

また、令和4年度に実施したパワーブレンダー工法施工箇所の下流側において毎月実施しております地下水モニタリングについても環境基準超過はなく、このことから周辺への汚染拡散は確認されていない状況です。なお、令和5年1月以降については、積雪により採水できず欠測となっておりますので、掲載を割愛しております。御了承ください。

参考でございますが、図1はモニタリング地点を表したものです。今年度は黄色枠及び青枠の地点でモニタリングを実施してきましたが、令和5年度以降は過去の協議会で御承認いただきました通り、青枠の地点で年4回モニタリングを行う予定としております。

以上で資料2の説明を終わります。

○齋藤委員長

ありがとうございます。表流水、地下水等は特に1,4-ジオキサン等異常の数値はなく、想定内の結果でございますが、何か御意見あればお願いします。

(質問・意見なし)

よろしいですね。ありがとうございます。

せっかく、汚染土壌対策技術検討委員会の川本委員長、これまで多岐にわたり御助言をいただけてきました。対策完了したことについて何か感想、コメント等あればお願いしたいと思っております。

○川本委員長

御指名いただきました。私、汚染土壌対策技術検討委員会の委員長を務めてまいりました

川本と申します。

この20年近く委員を務めてまいりまして、自分なりの考えたこと等をお話したいと思えます。この県境不法投棄の事案におきまして、長年取り組んできた汚染土壌対策が今年度で無事完了しまして、この事案が原状回復を成し遂げたことが大変感慨深いものでございます。振り返ってみますと、私がこの事案に関わりましたのは平成14年で協議会ができる前の岩手県と青森県の「合同検討委員会」に呼ばれた時からです。その時、私は国立環境研究所におりましたけれども、廃棄物の処理技術あるいは環境浄化技術といった技術的な範囲を所掌する側の室長をしておりました。私の専門は化学物質の無害化ですとか、廃棄物の処理です。そういったことで塩素系の溶剤をやっていたこともあり、この県境での汚染物質の主要なものの一つがそういった物でございましたので、関わることとなりました。

ご存じの通り、合同検討委員会は一年少しで解散しましたが、その後は岩手県と青森県が別々に浄化をしていくということで、岩手県の方が来られて汚染土壌対策技術検討委員会を作るということでお手伝いすることになりました。皆様御承知のとおり、現場は有害物質を大変多く多種類含んでおりました。特に岩手県の方は化学系の溶剤が多く、それが漏れたりして土壌が汚染されたということがありました。岩手県としては現地で浄化するというのを一つの対策手法として、地下水土壌の現地浄化を行っていました。まず、最初に様々なメーカーから技術を募りまして、ヒアリング等を実施したことが、大変昔のことですが、鮮明に思い出されるところです。揮発性の溶剤、特に塩素系が多かったですが、それらを平成19年から約9年を要して浄化を完了した後、現在まで続けてきました1,4-ジオキサンというものが新しく環境基準項目となり、浄化対策に取り組んできました。

この技術委員会におきましては、県が様々な試行錯誤をして提案する浄化対策に対して、委員1人1人が真摯かつ建設的な議論をしたことで、原状回復を迎えることができたと思っております。また、本協議会におかれましては、齋藤委員長のリーダーシップの下に、難しい浄化対策につきまして地元の皆さんにも分かりやすく情報公開をしていただき、技術委員会との信頼関係を築いてくださったことに深く感謝申し上げたいと思えます。

岩手県におきまして今後2年間実施していく環境モニタリングについては、これまで同様、県民の皆様に対する情報公開を行い、地域の安心感の醸成を進めていただきたいと思います。簡単ではございますが、私からの所感とさせていただきます。ありがとうございます。

○齋藤委員長

川本委員長、長年にわたって専門的な知見、知恵を絞っていただき、本当に助かりました。改めてお礼を申し上げたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、次にウ「水質アドバイザーについて」ということで、事務局から説明をお願いします。

○吉田主任

「資料3 水質アドバイザー」について御説明します。資料3をご覧ください。

前回の協議会において、汚染土壌及び地下水対策に係る技術的評価が終了した旨、ご承認いただいたところです。また、令和5年度以降に実施する水質モニタリングにおいて不測の事態が生じた場合等のため、水質アドバイザーを設置する旨を御説明しました。

これに対しまして委員の皆さまからは、「地域の安心感のため、設置目的や環境基準超過時のプロセス等について次回協議会、つまり今回の協議会で説明してほしい」という御意見を頂きました。それにお答えするものとして、「2 水質アドバイザー設置の方向性」について御説明します。

水質アドバイザーは、来年度、県が選任して委嘱する予定としております。その選任にあたっては、本事案を熟知している原状回復対策協議会委員などの方々が水質アドバイザーとして適任であるということをも十分考慮したうえで、数名を選任する予定としております。

また、水質アドバイザーの役割としては、今後の水質モニタリング結果が環境基準超過するなどの場合に、県からの求めに応じて、対応策の策定など技術的な助言・提言を行うことを考えています。前回協議会においては基準超過時のプロセスについて説明するよう意見頂いておりましたが、様々なケースが考えられることから、予めお示しするのが難しいと考えております。状況に応じて、現在の土壌委員会の委員の皆様にも意見を求めることも水質アドバイザーの役割とすることで、適切に対応することができると考えております。土壌委員会委員の皆様におかれましては、助言等の御協力いただけますと幸いです。

以上で水質アドバイザーについて説明を終わります。

○齋藤委員長

ありがとうございます。一定のモニタリング期間を経て、浄化が完了したと判断しております。ただ、不測の事態、何か起きたときについて、協議会がなくなってそのままでは、特に地元の方々から不安との声もございまして、その対応として水質アドバイザーを設置して、万が一の事態が起こった際には共有し、適切な対応を図っていくという形を事務局として責任をもって設置するということだと思っておりますが、何か御質問等あればお願いします。

○中澤委員

万が一環境基準を超過した場合の対応について、環境基準超過の情報公開はどのような形を考えていますか。また、2年間のモニタリングの結果というのは、協議会や土壌委員会委員に連絡するといったことはあるのでしょうか。

○齋藤委員長

説明をお願いします。

○田村課長

1点目の公開の手法でございますが、資料4でも触れる予定ですが、新たな検討の場でモニタリングの結果について報告させていただき、共有したいと考えています。また、県のホームページでも公開していきたいと考えております。

2点目については、水質アドバイザーを2人程度選任させていただき、その方々とは頻繁に情報共有させていただくことは考えていますが、現在の土壌委員会委員の方々には、異常

値が確認された場合は御意見、御助言を求めることになると考えています。

○齋藤委員長

協議会そのものが今年度で幕引きということになりますので、協議会に報告という形にはならないと理解しております。水質アドバイザーに事務局で相談し、その情報は何らかの形で公開することになると思いますが、その先、事態に応じてどのような対応をするかについては、水質アドバイザーあるいは土壌委員会メンバーと協議するという形で、その時の状況に応じて対応していくとのことだと思います。形そのものとして協議会はなくなりますので、協議会委員への報告という形式はなくなってしまうと思います。いかがでしょうか。

○中澤委員

了解しました。協議会のメンバーには2年間のモニタリング結果について連絡等はしないということでしょうか。

○田村課長

基本的にはアドバイザーの方、それから現土壌委員会の皆様に相談することは考えていますが、現協議会委員の皆様を対象とすることは現時点では考えておりません。

○齋藤委員長

異常なことが起きなければ、特に連絡等は必要ないと私も思います。異常なことが起きた際に、過去の委員にどの程度相談するかということが、状況に応じて協議して進めていくということだと思います。今はそのくらいまでしか明示できないとのことだと思います。

○中澤委員

そうしますと、協議会のメンバーとしては、連絡がなければ環境基準をクリアしているというように考えてよろしいとのことですね。

○齋藤委員長

そのように思います。異常がなければ協議会の役割は終了ということで、現状のまま推移していけば特に連絡することはないと理解しています。いかがでしょうか。

○中澤委員

了解しました。

○齋藤委員長

他に御質問はありませんか。オンラインの委員の方よろしいでしょうか。

(質問・意見なし)

○齋藤委員長

いずれ委員等には県の方から公表していただくということで、お願いしたいと思います。続いて、エ「新たな検討の場」ということで、資料4について、事務局から説明をお願いします。

○田村課長

資料の4を御覧ください。新たな検討の場についてです。

まず1「前回協議会での意見」でございますが、残された課題があり、今後も協議してほ

しいということと、新たな検討の場に県がしっかり関わってほしいという意見をいただいております。

それら御意見に対する方向性を2「新たな検討の場設置の方向性」として記載しておりますが、県は来年度、地元の皆様等をメンバーとした新たな検討の場、仮称でございますが、「県境不法投棄事案に関するフォローアップ会議（仮称）」を設置し、残された課題について検討していく予定でございます。また、県は事務局としてしっかり対応していきたいと考えています。

残された課題は何かということについてですが、まず、事案の教訓についていかに後世に伝えていくかが1点目、それから跡地利活用につきまして、先ほど冒頭でも御意見・御質問がありましたように、公売の枠組みの下でいかに地元の理解を得ながら進めていくかというところの2点に集約されるかと思えます。方向性はそのとおりなのですが、もう少し具体的に、どのようなことを意見交換、検討していくかが、3「新たな検討の場における検討事項等」でございます。

まず、ア「事案伝承」に係る部分ですが、現在二戸地区で市内の高校生を対象に出前授業を実施しており、これに関する意見交換、それから来年度発行予定の記録誌をいかに充実させていくか、さらに出前授業そのものの年齢層の枠を広げていくべきなのか、それとも出前授業ではない伝承の手法があるのか等、積極的に検討していきたいと考えています。

次のイ「跡地に関する意見交換」ですが、今年度までワーキンググループで市民による植樹や再生可能エネルギーの利活用といった御提言をいただいております。これらを参考にしながら、公売の機運を醸成する策を議論していきたいと考えています。

次の頁には、もう少し具体的に、どのような活動ができるのかというところを記載しております。

一つ目ですが、原状回復事業を実施した県が、市民や地元企業を対象とした現場での説明会を開催したいと考えています。これはどのような趣旨かということ、原状回復がなされたということは、まだまだ市民の方々、地域の方々、企業の方々に周知できていないというところがあります。ですので来年度、融雪後にはなりますが、現場で約20年間、不法投棄がこのような対策で、ここまで回復ができたということを説明しながら、土地の利活用のポテンシャルを説明するところからスタートしまして、そこから現時点でワーキングにおいて御提言のあった植樹や再生可能エネルギーの利活用について、どう絡めて利活用ができるかということ、更に大前提となっている公売に係る部分について説明させていただきたいと考えています。説明会では様々な御意見が出ると思いますので、それらを新たな検討の場にフィードバックしながら、皆さんで意見交換させていただきたいと考えています。下の「効果」という部分にもありますが、現場を知っていただきながら、可能な限り公売への準備期間を考えまして、公売成立の可能性を高めていきたいということと、現ワーキングの御提言についても周知していきたいところでございます。

(2)の「報告」ですが、先ほど申し上げましたように、来年度から2年間実施する水質

モニタリングの結果や、現在行っている原因者からの費用求償について共有させていただきたいと考えています。

(4)の「新たな検討の場」のメンバーですが、記載のとおり、現ワーキンググループメンバーの方を中心といたしまして、県で選任させていただくことについて現在交渉している状況です。

(5)のスケジュールにもありますが、来年の4月には新たな検討の場を立ち上げたいと考えております。以上です。

○齋藤委員長

ありがとうございます。この説明について何か御意見ありますでしょうか。

県の方は一応、法令上公売という形で対応していくことが大前提だと思います。藤原二戸市長さん、これは個人的な感覚なのですが現地として何か、例えばモニュメントを建設するのに、ある程度市で何か考えていますか。県が自治体に土地を公売することは法的な支障はありませんね。

○佐々木室長

ないと思います。

○齋藤委員長

広大な土地を取得しなくても記念碑的なものを、という意見が前回出た気がしますが、何かありますか。

○藤原委員

前回、その前の時から終わりが近づいてきて、この跡地利用をどうするのか。また、この悲惨な出来事をどのように後世に残していくのかについては具体的に話が出てくるようになりました。モニュメントの話も前回いただきましたが、モニュメントを建てる土地については市でその分取得したら良いのではないかと委員長等からもアドバイスがありました。今、大きな問題になっているのは、どのような公売にもっていくものなのかという点です。先程、生田委員さんが仰いましたように、自分たちが今までワーキンググループの中で協議したものが生かされるような取得先が相手になってくれれば良いですが、そうでなかった時にどうするのかという不安がずっと残っていると思います。もう一つは売れなかった時にどうするのかもあると思います。今、この場で結論は出ないと思いますのである程度問題等を整理しながら、岩手県や皆様と協議していかなきゃならないと思います。随時持っている情報は、これからの検討の場である「県境不法投棄事案に関するフォローアップ会議」に報告していただきながら、一緒になって進んでいくというのが最も大切なことだと思っております。

○齋藤委員長

ありがとうございます。公売にかける以上当然その土地の利用については、買い取った者が利用していくことになるのですが、ただこの土地の特性から考えた場合に、今説明があったように、現状の説明それから経緯の説明ができれば、これが教訓として後世に繋がっ

ていくような活用の仕方、なおかつ民間でできるような事を説明して希望するという形の丁寧な説明のうえで進めるというように今理解いたしました。初めから枠を決めることはできないかもしれませんが、理解を求めて進めていくなかで色々な動きが出てくるのだらうと思います。その中で二戸市さんも現場として検討していただければ有難いなというのが私の考えであります。すぐに結論を出してということではなく、苦しいと思いますがそういう事も踏まえていただければ有難いと思います。よろしいでしょうか。

○藤原委員

はい。

○齋藤委員長

他に御意見等ございませんか。

それこそ、正直言いまして、この現場を考えた場合に莫大な経費を出して取得する民間の方が出てくるのか、これも必ずしも保証された話ではないので、そういう経過の中で様々こまめに進めて次のステップの対策を検討しなければいけないことがあり得ると感じております。よろしいでしょうか。オンラインで御参加の方々どうでしょうか。環境経済専門の笹尾委員から何か一言ありますでしょうか。

○笹尾委員

今の件については特にありません。今後重要な意見交換の場になると思いますので、基本的にこの方向で進めていただければと思います。

○齋藤委員長

はい、ありがとうございます。

それでは(2)の協議事項、「岩手県側エリアにおける原状回復宣言について」ということで、資料5について事務局から説明をお願いします。

○田村課長

はい。資料5を御覧ください。「原状回復宣言」についてです。

まず、1「検討の経緯」ですが、前回令和4年11月に開催した協議会におきまして、宣言の必要性について協議させて頂いたところです。その結果、地域の安心感醸成のために汚染土壌・地下水対策が終了したこと。その結果、周辺環境に生活環境保全上の支障が生じることがなくなったことを広く宣言することについて、概ね了解いただいたところです。

このことを受けまして、2「原状回復宣言の趣旨」ですが、まず、参考資料の1の6-2頁を御覧ください。前回の協議会で宣言の内容や相手方ですとか、メッセージ性ですとか様々御意見をいただいております。御意見に対し、右側の対応方針(案)に記載してありますように、我々が対応していた現場というのは青森・岩手に跨っておりまして全国的にみれば一帯の土地であるという御意見があるのは承知の上で、両県それぞれが産廃特措法という法律に基づきまして原状回復対策協議会、青森県さんは推進協議会を設置して、対策をそれぞれ進めてきたという経緯があります。この度、本県側の原状回復対策事業が完了して、周辺環境において生活環境保全上の支障を生じることがなくなったことを広く県民の皆様

に周知するということが必要であり、関係者の皆様にも謝意を表したいということを汲んで発出させていただきたいと考えております。広く全国に対するメッセージ性につきましても、以上の考え方から、今般の宣言には盛り込まないこととさせていただきたいと考えております。

資料5に戻りまして、3「協議会による周知」ですが、この協議会というものは本県が「青森県境産業廃棄物不法投棄事案の原状回復事業」を実施するに当たり、その透明性を確保するとともに二戸市民等関係者の合意形成を図り、もって適正かつ円滑な事業の推進に資するため設置した協議会であるという設置目的を踏まえて、協議会として発出させていただきたいというのをお諮りするものでございます。次に5-2頁を御覧ください。本日は第87回の協議会ですが、ここに今までの協議会の抜粋が載っております。全部読み上げることができないので、抜粋の中の抜粋で恐縮なのですが、ポイントは、平成15年9月開催の第2回協議会において、基本方針として、「不法投棄廃棄物を全量撤去し、廃棄物によって汚染された地下水などを環境基準以下にし、元の土地に近い形に戻すこと」を決定したところが大きいところかと思えます。それから、平成26年3月の第60回協議会で不法投棄廃棄物の全量撤去を承認していただいております。平成28年9月の第68回協議会では、揮発性有機化合物（VOC）に係る汚染土壌・地下水対策の完了を承認いただきました。それから前回の第86回協議会では、全ての汚染土壌・地下水対策の完了を承認していただいております。

次の頁を御覧ください。宣言の案をここに掲載させていただいております。この協議会の前に事前に事務局案ということで委員の皆様にはお目通しいただいたところですが、様々な御意見を頂きまして、方向性は皆様一緒と理解しています。一方で、多少文言の使い方とか、入れてほしいフレーズというものがありました。事務局で再調整させていただいたものをここに掲載しております。大きく4つに分けておりますが、一つ目の段落は汚染土壌対策技術検討委員会を設置することを含めた全体の経緯です。二つ目の段落は宣言の趣旨です。生活環境保全上の支障が生じることがない状態を確保することができたというものです。三つ目の段落はワーキンググループでの活動について、最後が結びにということで関係者への謝意という構成にしております。事務局からの説明は以上です。

○齋藤委員長

事務局と協議して原案を作らせていただきました。委員の方々に御意見をお願いして、皆様真剣に考えて一語一句推敲して御尽力をいただきました。全てつなぎ合わせてというわけにもいきませんので、事務局と流れに沿ったかたちで委員の先生方の御意見を取り入れながらまとめたのが、ここに示した案ということになります。再度ぜひここを直してほしいという御意見があればお出しいただき、できれば全体のバランスを考えて皆さんの御意見を調整したところでこのような形になっておりますので、御理解いただければ有難いというのが正直なところですが、いかがでございますか。

（異議なしの声）

○齋藤委員長

もし良ければこの宣言が案ということではなく、宣言を文言として了解いただいたということにさせていただきますがよろしいでしょうか。

○委員の皆様

はい。

○齋藤委員長

それでは、この宣言を読まして頂きたいと思います。

青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案岩手県側エリアにおける原状回復宣言

平成 11 (1999) 年 11 月、青森県田子町と二戸市にまたがる広大な原野で大規模な不法投棄が発覚しました。岩手県側にも大量の廃棄物が投棄され、有害な廃油による地下水や土の汚染が広範囲にあること、加えて不法投棄の原因者に原状回復に要する資金がないことが分かりました。

このような状況の下、岩手県は、平成 14 (2002) 年 10 月から行政代執行として現場の原状回復に取り組んでまいりました。

代執行から 20 年の道のりは、困難の連続でした。当協議会ではその下に「汚染土壌対策技術検討委員会」を設置し、委員各位等からの意見等を踏まえ、岩手県が適正かつ創意工夫しながら原状回復事業を実施してきたところです。

その結果、このたび岩手県側現場において、不法投棄された廃棄物の全量撤去、汚染された地下水と土の浄化など、すべての原状回復事業を終え、生活環境保全上の支障が生じることがない状態を確保することができ、原状回復が達成されたことを、ここに宣言致します。

当協議会では、広く県民に当事案について情報を公開するとともに、二戸市民など関係者との合意形成を図りながら、原状回復事業を進めてくることができました。また、その下に「県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキング」を設置し、このような事案が二度と起こらない、起こさないための教訓を語り伝える取り組みをしてまいりました。

結びに、この 20 年の間、原状回復事業に御尽力をいただきました関係各位の皆様にご礼を申し上げますとともに、事業の実施に当たって御理解をいただきました地元の皆様から感謝を申し上げます。

令和 5 年 2 月 4 日 青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会 委員長 齋藤徳美。以上でございます。

(拍手)

○齋藤委員長

宣言させていただきました。委員長としても 20 年間、様々経過がありまして、少し振り返って私なりの思いを語らせていただければ有難いです。

1998 年に、岩手県警の強制捜査が入って、2003 年に原状回復対策協議会が発足しました。その間、いくつかのステップがあったと痛感しています。最初のステップは、青森県と岩手県ではじめに「合同会議」を、次に「合同検討委員会」を立ち上げました。

そしてその下に技術部会を設置したのですが、当初の流れが封じ込め、遮水壁を作って県境部分に廃棄物を封じ込める案を推す勢いが非常に強く、私は不法に投棄されたものは、有害であろうと無害であろうと、片付けるのが当たり前という感覚を持っていましたので、大変違和感を持ったものです。

この不法投棄の封じ込めというのは、後でも話しますが、豊島の対策で7つあるうちの7番目の案として提示され、底抜けというような形で評価されていたものです。これがどうして岩手で、或いは青森でメインに考えられたのか、非常に解せなかったものです。今だから申し上げますと、豊島でできなかったことをぜひ青森でという声がありまして、私も地元の間人であり、大学の研究者の端くれですけれども、地元の県民の1人として、学術的なテストフィールドにされることは許せないというような思いが募った記憶があります。そのような思いが20年間、何とか原状回復に向けて頑張った、暗いエネルギーの1つだったのかなと、今振り返って考えています。

当時は増田知事にも何度かお会いしたことがあって、当然全面撤去ですよ、とお話ししたところ、知事も当然そうです、との答えがありました。私たちからすると、有害であろうと無害であろうと、不法に捨てられたものは全面撤去する、この方針を岩手県は堅持し、今日まで貫いてきたことに、この事案への対応の原点があったように感じます。

次のステップは原状回復対策協議会の設置です。当時、日本最大の不法投棄は四国の豊島でした。豊島では香川県庁が責任を一切認めないため、住民の方が25年間にわたって血みどろの戦いを挑んできた経験があり、岩手ではそれを絶対に繰り返してはいけないという思いがありました。できるだけ地元自治体の方、住民の方の御意見を反映した形で、県と一体となってこの事業に取り組む、そのためにはこのような協議会の立ち上げが必要ではないかと痛感しました。

専門的な知見を踏まえた意見も必要ということで、学識者の方にも入ってもらいましたが、この事業の対応を考えていくうえで、主に岩手県に関係する方々を中心としました。専門的な部分は川本先生をはじめとして、技術的な支援を頂くことはお願いしましたが、事業の進め方に関わる協議会委員については地元の先生方に、研究者という立場のほかに、岩手県民の1人として、自分の庭のごみをどうするかという視点に立って活動していただく、そのような思いがありました。

両県の合同会議は東京で開催することもありましたが、本協議会は全て二戸市、地元で開催するという点に重きを置いた点もございます。そのような形で協議会が進められてきました。

その後には、当初250億円の費用、これは県費ですが、ゴミの多くは首都圏から、私たちも便利な暮らしの恩恵を被った責任の一端はありますが、多くが首都圏由来である以上、やはり国に支援してほしいとの思いがありました。当時鈴木俊一現財務大臣は、環境大臣であり、御尽力があつて特措法が成立して、多くの費用が国から補助されました。これは事業を進めていくうえで、大きなステップであったのではないかと思います。おかげさまで、撤去

は所定の時期に終わりました。

次の土壌浄化については、岩手県ではスポット的な汚染であっても、存在する汚染は全て除去することを基本方針にしました。場合によっては場内全てをトータルで見て、全部薄めてしまえば基準を達成するというやり方もあるかもしれませんが、岩手県では完全に潰す方針であったため、達成には随分時間を要しましたが、ジクロロメタンのようなVOCについては特措法の期間で達成することができました。

その次の最後の大きなステップは、1,4-ジオキサンです。途中から環境基準の物質に指定され、正直に言うと後出しじゃんけんではないかと思いました。浄化方法の研究も一切ない状態で、岩手県で独自に実施しなければならないという、大きな課題でした。唯一水に溶けるといふことで、水を送り込み、薬剤を溶かしこんで分解するなど様々な工夫をしましたが、非常に困難で、2度も特措法を延期し、更に10年程度の年月を要したというのは、非常に大きなステップであったと思います。

そのプロセスを経て、どうにか今日を迎えることができました。協議会の委員の皆様については、毎年1回は現地に行っておりましたから、20回以上の現地視察、調査をしており、87回の協議会の中でわが庭に捨てられたごみをどうするかという視点で、使命感を持って御尽力いただきました。途中で亡くなられた方もおられましたし、体調を崩されて委員を外れた方もおられましたが、その方々を含めて、多くの皆さん方の御尽力の成果であったのではないかと思います。

地元自治体、住民代表の方々についても、様々御理解をいただきました。当初私が危惧したのは、例えば土壌浄化で、元々汚染がゼロだったのだからゼロに戻せという意見が強くて、否定しきれないと思っていました。様々な意見交換の中で、環境基準という1つの基準のところで、これで良しとする旨の回答をいただいたのは大変ありがたかったという思いです。

振り返ってみますと、当時田子の住民代表として、「田子100人の声の会」の中村さん、結構厳しい意見を出す方で、この方が納得すれば大体理解できると思ったものですが、様々な議論の場面で、「中村さん、これで御理解いただけませんか？」というお話をした際に、「私は技術的な部分はプロでないので分かりませんが、委員長が大丈夫だというのなら、私は信用します」との言葉を頂きました。その時は本当に涙が出るほど嬉しかったです。ようやく信用してもらえたのかなという思いがいたしました。体調を崩されたとのことでしたが、可能であれば御報告したいなと思っています。

それから、県の産廃対策室、関係者の方々、この事案は本当に専門的な知識が無ければならないことで、御苦労されたと思います。協議会からも結構、無理難題とは言いませんけども、様々なお話しをし、時にはきつい御意見も申し上げました。しかし、協議会の全体方針に従った形での対応を図っていただきました。特に県には、この事業は継続性と専門性が無ければ対応できないので難しいことだが、県職員として20年間そのまま勤務というわけにはいかないもので、異動することはやむを得ないが、また立場が変わったら、こちらに力を貸

していただきたいとお願いして、優秀な県職員をこの産廃対策に振り分けていただいたというように、私は理解しています。大変ありがたかったなということで、御礼申し上げたいと思います。

先程、少しお話しをしましたが、佐々木室長は、この事案の発覚のときの当事者でもあります。そして、何度かこの対策に関わって、今は実質の責任者とも言える産廃対策室長です。そして、この3月で定年退職という、県職の人生の大半をこの事業のために尽くしていただいたのではないかと、先ほどのお願いに対する象徴的な事例ではないかと思えます。特に代表して、本当に御苦労様でした。ありがとうございました。

それから、もう一つ申し上げたいのは、この事業を遂行していったのは民間企業の方々です。民間企業は、適切な利益を得ることが事業の当然の仕事だが、この事業は、ある意味では社会的な貢献、企業が社会においてどのような存在価値（レゾナードール）があるかを示す大きな事業です。我々も情報は全て公開しますので、皆さん方の連携をもって、ぜひ新しい技術の創生にも頑張ってもらいたいということを申し上げました。これだけ大規模な前例のない不法投棄に、掘削から選別、運搬、水処理、様々なことに工夫をして、特に土壌浄化については、新しい技術の開発等を行っていただいて、本当に御苦労をおかけしました。現場で、厳しい環境で作業にあたった一人一人の方々にも、心から本当に御礼を申し上げたいというように思うところです。

先程も申し上げましたが、特措法で支援をいただいた国、それから毎回協議会に出席いただいた産業廃棄物処理事業振興財団の藤田さんには、貴重な御助言等をいただきました。深く御礼申し上げたいと思います。また、原状回復がこの事案の最終の結果ではありません。当初から我々が考えていたのは、豊かな暮らしのツケ、飽食の時代の大きな犠牲です。これから新しい地域づくりをどうしたらいいかということで、この事案を活かしていかなければ、岩手県だけでも県費と国の補助を合わせた250億円をドブに捨てたこととなってしまいます。いかに新しい地域づくりに、この事案を活かしていくかと、今日はそのためのスタートでもあるというように、私は考えております。後の方に、いろいろ先送りしたことがあるのは心残りではありますが、20年間の結果として、無事原状回復が宣言できたということ、これは一つの区切りとして、改めて関係の皆さんに本当に御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次第(3)のその他ですが、せっかく今日ワーキング、それから汚染土壌対策技術検討委員の方々にお集まりいただきましたので、皆様お一人ひとり御感想あるいは思い等を語っていただければ有難いと思います。ワーキングの森川さん、お願いします。

○森川オブザーバー

今まで遠くからこの協議会に参加して下さった先生方、本当にありがとうございました。私も、出前授業でごみの排出者に関東方面が多いと聞いたときに、怒りでいっぱい、ヘリコプターに現場のごみを載せて関東方面の上空からまき散らしてしまおうかという気持ちでした。考えてみましたら齋藤委員長が先程仰いましたように、豊かな暮らしの恩恵を

被って私達にも一端の責任があるということから、地域でカシオペア環境研究会としてこの問題を考える場と意識と知識を高める場の提供ということで、活動してまいりました。

今後は、新たなフォローアップ会議を設けてくださるということですね、住民の皆さんや企業の皆さんの意見を取り入れて、それを土台にして新たな会で話し合いしてくださるということですね、これまで皆さんが御尽力いただいたことが大切な礎となって、今後も地域住民の一人として責任を持って見守っていきたいと思います。ありがとうございました。

○齋藤委員長

ワーキングの橋本リーダー、協議会委員としての所感も含めてお願いします。

○橋本副委員長

個人的な感想になりますことをお許してください。

私が学生の頃、これからは地方の時代という雰囲気でした。おそらく二戸市長さんも、そのような時代だったと思います。その時の学会のテーマが、「都市と農山村を結ぶ」といったテーマで、よくシンポジウムが開かれました。それから20年ほどして、本事案と出会うことになるわけです。その際、シンポジウムのテーマである「都市と農村を結ぶ」という言葉が思い浮かんできました。確かに新幹線や高速道路の整備に見られますように、確実に都市と農山村は結ばれたわけですが、その結果何が起こったかということ、首都圏の大量の不法廃棄物が北東北の県境に運ばれた、ということでした。地方の時代が到来すると思っていましたが、その結果の一面を見せられたというのが、本協議会立ち上げ時の痛烈な感想としてございました。

また、長い間協議会の委員を務めさせていただきまして、良かったことばかりなのですが、協議会の場では二戸市と田子町の地元の方々と接することができました。また、協議会の運営につきましては、県の事務局の皆様と膝を突き合わせて意見交換をすることができました。

また、ワーキング活動を通じてですが、二戸市のそれぞれの立場で社会参加している方々と、二戸市役所の職員の方と一緒に、親しく話をさせていただきました。さらに、植栽試験地を持っておりましたので、現場に行く機会が多く、現場周辺で農業を営んでいる方や、原状回復事業を管理していた、現場の企業の皆様とも仲良くなりました。そういったことを振り返ってみますと、得難い経験ができ、充実していたのかなと思っています。どうもありがとうございました。

○齋藤委員長

次に、汚染土壌対策技術検討委員会の委員の皆様からもお願いします。江種委員、和歌山大学システム工学部の教授でいらっしゃいますが、お願いします。

○江種オブザーバー

和歌山大学の江種です。協議会の皆様はじめまして。

私自身、平成18年に土壌委員会が出来た際に委員に就任させていただき、今まで微力ながら本事案の特に土壌・地下水汚染の浄化対策について、御協力させていただきました。

私自身、非常に本事案で勉強させていただいたなというのが記憶に残っています。更に、このような大きな事案の原状回復ができたということに対して、非常に感慨深いものがあります。

私の仕事は今日で終わりということだと思いますが、今後も和歌山と岩手で離れておりますが、記録誌も発行されるとのことですので、今後も本事案と、二戸のこの場所がどうなっていくかについて、土壌・地下水を専門とする研究者の1人として、見守っていきたいと思います。どうもありがとうございました。

○齋藤委員長

これからもよろしく願います。次に、遠藤委員、岩手県の土木技術振興協会の理事長です。よろしく願います。

○遠藤オブザーバー

岩手県土木技術振興協会の遠藤と申します。私は一昨年4月から、わずか2年ではありますが、本事案に携わることができました。本日、原状回復宣言を発出するところまで進んだわけですが、齋藤委員長をはじめ、関係者各位の努力はいかばかりであったかと推測されます。改めて敬意を表します。

今後につきましても、新たな取り組みもなされるとのことですので、ぜひ進めていただければと思いますし、もし何かお力添えできる部分があるのであれば、力を尽くしたいと思いますので、今後もよろしく願います。本日はどうもありがとうございます。

○齋藤委員長

ありがとうございます。次に颯田委員、岩手大学におられました。現在は大同大学工学部教授とのこと。よろしく願います。

○颯田委員

今日は齋藤委員長の宣言に立ち会いたく、来させていただきました。最初は県の廃棄物処理施設等検討委員会で、現場いきなり連れていかれたような記憶があって、その時はまさか自分が協議会の委員になって関わっていくとは思っていませんでした。

廃棄物に関わり出した時に、東日本大震災もあり、その時も県庁の方が私のところにいらっしやいました。一応学識者ですので、言いたい放題言っただけなのですが、何か私が語ったことが少しでもお役に立ったのなら、今日の日を迎えるにあたり、嬉しいと思う次第です。今日の日に立ち会えたことがとても嬉しいです。ありがとうございます。

○齋藤委員長

大変貢献していただきました。ありがとうございました。

次に中澤委員、岩手大学名誉教授で、長く現役で御尽力いただきました。よろしく願います。

○中澤委員

この原状回復事業が始まる時に、齋藤委員長からその当時の経過について詳しく説明がありましたが、有害物質を環境基準以下までにとということに関しては、当時は危惧する意

見が多くありました。それほど難しい課題であったと思いますが、関係各位の努力によって、全ての有害物質を環境基準以下にすることができたのは、すごい事業だと思っています。私自身も20年経ちましたが、様々なことを勉強させていただき、非常にありがたかったと思います。関係各位の本事業に対する貢献に対しては、本当に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○齋藤委員長

ありがとうございました。中澤先生が大学教授の定年の時に、協議会の委員も一区切りと申し出られたのですが、私だって老骨に鞭を打って続けているのだから、名誉教授として最後まで面倒を見てほしいということで、続けていただきました。ようやくここまで来ました。ありがとうございました。

次に築田委員、協議会の委員としての所感も含めてお願いします。元岩手県環境保健研究センターの所長です。お願いします。

○築田委員

皆様には大変、御支援や御協力、御理解をいただきました。発覚当時から携わっておりまして、24年ほど関わってきました。皆さんも思いは同じだと思いますが、この事案の教訓をぜひ後世に伝えていただきたいです。

まず、なぜこの事案が起きてしまったかということです。原因者が亡くなってしまい、全容解明はできなかったわけですが、委員長から話があったように、我々の豊かで、快適な生活の暮らしのツケが地方に押し付けられてしまった事案でありまして、いわゆる経済活動での生産、それから消費活動における不要物の発生が、川の流れのように、低い方に低い方に、安い方に安い方に流されてしまって、不法投棄という形で地方に押し付けられてしまった事案ではないかと思います。これを1つの教訓として、是非後世に伝えていかなければいけないと思います。

もう一つは、この事案は、かけがえのない自然環境を一旦汚染する、あるいは破壊することで、元の形に戻すために大変なエネルギー、費用を要したという事案だったと思います。本事案では約252億という、莫大な税金が費やされました。このようなことを二度と起こさない、起こしてはならないという教訓が忘れられることのないように、取り組みを継続しなければならないのではないかという、私の強い思いがあります。本当に岩手県と協議会、土壌委員会の皆様にはお世話になりました。この日が来たことは、24年かかりましたが、本当に感無量であります。ありがとうございました。

○齋藤委員長

はい。ありがとうございました。川本委員長改めてお願いします。

○川本オブザーバー

私が最近思っていることとして、温故知新という言葉がありますけれども、環境問題に温故知新と自分なりに繋がりをつけてパワーポイントを使ってお話する機会があります。時代は地球環境から脱炭素からどんどん新しい問題が次から次と起こって移り変わっていま

すが、意外に古い所を紐解いていくと、今の時代にヒントになるようなことが必ずあると思っていて、この不法投棄事案の一連の流れの中にもそういったものが必ずあると思っています。

昨年定年になりましたが、岡山大学の授業の中で学生にもそんなことは話してきました。それがどれだけ響いたかはわかりませんが、若い人達にこういった物事を伝えて繋げていくことは大切なことだと思いますので、岩手県の事例をもとに長く語り継いでいけたら良いなと思っています。ありがとうございました。

○齋藤委員長

ありがとうございました。ここで藤田オブザーバー、何回も東京から往復して頂いて貴重な御助言を繰り返しいただきました。ありがとうございました。よろしくお願いします。

○藤田オブザーバー

産廃振興財団の藤田でございます。私がこの事案に関わったのが平成18年に財団に赴任してからで、当初はごみの撤去をまだ継続していたと記憶しています。いろんな思いがありますが、この事案が非常に役に立っていることは、1,4-ジオキサンの浄化が難しいということが、この現場でかなり判明したということです。先程、ジオキサンは水に溶けやすいというお話のように、皆そのように考え、揚水浄化をすれば終わると考えていましたが、なかなか終わらないということが判明しました。様々な工法で処理をされたことが、他の事案にも生かされたと記憶しています。ですから、皆様が頑張ったことが、他の事案の役にも立っていることは、負の側面ばかりではなかったということをお話しさせていただきます。

それから、築田委員が仰いましたように、このような不法投棄、不適正処理は、それ自体が瞬時に行われたとしても、原状回復にはかなりの時間を要するというので、膨大な費用だけではなく、労力や時間がかかってしまいます。これは、私ども財団で実施している、全国の自治体の方を集めた会議の際のもお話ししています。ですから、このことは後世に伝えなければいけないと思っています。

最後に、県の方や今後対応される方に、後世に伝えるという意味で、ワーキンググループとして二戸地区にて活動されたようですが、県内での活動はどうだったのかということ、なかなか難しかったと思います。そこで、今後の検討の場に、事務局でも構いませんが、若手を起用していただきたいです。当然熟知されている方は、経験を活かして様々な意見が言えますが、私も含め、今、若者が使っている SNS やツイッターが苦手です。そのようなツールで情報を拡散し、情報が伝わることで、このような事案が起こったのか、このような状況にならないためにはどうすればよいか、若者が考えるかもしれません。情報として広がるように、是非委員や事務局に SNS 等が得意な方が1人でも入って、どうすれば広く知ってもらい、後世に伝えられるか検討していただきたいです。そういった意味では、今回来ておられる報道の方の役目も大切ではないかと思えます。誤った情報を伝えず、正しい情報を伝えていただきたいです。

平成18年から現場を見せていただいて、県の方と対応させていただいた所感ですが、

現在二戸センターの菊池所長とは、当時現場対応で東京まで来ていただき、打合せをしました。その時に、東日本大震災が起きました。神田の事務所で打合せをしている際に地震が起き、会議室に取り残され、他の人が避難している中、岩手県と財団だけ会議室に取り残され、財団社屋に泊まって様々話をさせていただきました。それだけ古い記憶もあり、長くかかった事案だと思いますが、これを是非、前向きに伝えていただければと思います。どうもありがとうございます。

○齋藤委員長

ありがとうございます。思い返してみると、事案を広く周知する必要があるため、「産廃だより」を発行していただきました。広く周知する試みで、発行して 10 数年経ちますが、新たな情報伝達手法も必要と思います。いつも申し上げていますが、報道関係の方は、ただトピックス、ニュースを伝えることが価値ではなく、社会をどう作っていくか、行政、研究者、報道、そして地元の住民が力を合わせて地域の安全を守り、発展を図るための大きな役割だと申し上げてきました。今日、宣言が出て終わりではなく、教訓を伝えていく役割も果たしていただければ有難いと、僭越ながらお願いを申し上げます。

それでは戻りまして、協議会のメンバーである生田委員、カシオペア環境研究会の元会長で、今は顧問でいらっしゃいます。お願いします。

○生田委員

20 年前の私と 20 年前の齋藤委員長を見てもみると、なんと若かったことかと感じます。それほど長く、この事案に最初から関わってまいりました。もちろん今皆さんが仰いましたように、今日の日を迎えられたというのは、関係各位の皆さんの御尽力の賜物だと思い、大変嬉しく思っております。私は一番に全量撤去というのが、私たち住民の願いでした。何はともあれ早くごみを撤去してという思いがございました。ですから平成 26 年の 3 月にごみの全量撤去が終わったとき、一つの区切りとして本当に嬉しく思いました。次に、土壌浄化と地下水の浄化が終わった平成 28 年の時は二回目の嬉しい気持ちで、今回の三回目はこれで本当に安心できるのかなと思いました。もちろんこれからモニタリングのこともありますが、一つの区切りとして皆さんのおかげで今の状態になったのだなと思い、非常に感慨深いものがあります。本当に感謝しかありません。ありがとうございました。

○齋藤委員長

はい、ありがとうございます。それでは、笹尾委員さん。岩手大学にいらっしゃいましたが、現在は立命館大学教授です。お願いします。

○笹尾委員

20 年間余りにわたって様々な困難がありましたが、大きな事故やトラブル等がなくこの事業が終了できたということは、大変安堵しておりますし関係者の方々の努力に敬意を表すとともに、感謝申し上げたいと思います。

私は 2000 年に岩手大学に赴任しまして、その時にこの問題が岩手県で大問題になっているということで、元々廃棄物の事には関心があったものですから、青森県との合同検討委員

会の時から齋藤委員長と一緒に参加させていただきました。どちらかというとなんか家庭からのごみですとか割と身近な廃棄物に関心がありましたが、あまり産業廃棄物とか不法投棄の問題というのは、当初は経済学的な観点から捉えることはあまり意識していませんでした。この事案があって研究としても引き込まれたというかたちで、岩手大学には21年間在籍していましたが、何らかの形でこの事案との繋がりがあったのかなと思っています。本当に不法投棄の社会的なコストというのがいかに大きいかということを感じた次第です。

ポジティブに捉えますと、先ほどもありましたが、技術的な面で様々な改善といいますか、研究が重ねられたということと、制度的にも不法投棄の罰則が厳しくなったり、排出事業者責任が強化されたりということで、いい面もあったように思います。一方で、不法投棄は全国的にも減ってはいますが、まだ一定数残っており、中々ゼロにはならないというのが実情だと思います。現在、循環型社会を超えて、循環経済が注目されていますが、そういった方向性を打ち出すためにも不法投棄はあってはならないと思います。当面も当然この分野の研究を続けていきますので、市場に任せられる部分と、公共である程度規制していく部分のバランスは難しいのですが、どのような形が良いのか、微力ながら資源循環について引き続き研究をしていきたいと思っています。ありがとうございました。

○齋藤委員長

ありがとうございました。次に、田子町住民代表として、山本わか委員、お願いします。

○山本わか委員

水質アドバイザーの設置と、来年度の支援の延長、ありがとうございます。

戦争犯罪という言葉があるように、環境犯罪という言葉が心に残っています。また、現場で対応した大型重機の活躍があったことも心に残っております。似たような事案でも、大型重機の対応方法などにおいて、本事案がトップランナーになっていくことと思います。

先ほど話があった中村忠充さんとも、一緒に今日の目を迎えたかったなと思います。御本人は元気しております。最後に委員長が仰いました、これからがスタートだという言葉に心に込めて、これから生活していきたいと思っています。ありがとうございました。

○齋藤委員長

ありがとうございました。山本田子町長、お願いします。

○山本晴美委員

まず、この原状回復宣言に立ち会うことができ、大変光栄に思います。関係各位にも感謝と敬意を表します。

この問題の最初の頃ですが、私も全量撤去ということで、大きな声を上げた一人であったなと思い出します。先程、山本わか委員も仰いましたが、全国15の自治体が継続した支援のお願いに様々な取り組みましたが、その内容を見てみますと、封じ込めをしている自治体が多いです。封じ込めをしているが故に、1,4-ジオキサンの対応が非常に難しい局面を迎えているからこそ、お願いをしているのだと思いますが、青森県と岩手県が全量撤去に舵を

切ったことは、非常にありがたかったと思っております。また、先程中村忠充さんのお話が出ましたが、彼は本当に理路整然と、そして厳しい考え方をもって、青森県にも岩手県にも接したことは我々にとってみれば非常に心強く有難いことだと記憶しております。その中村さんがバトンタッチをしようと言った時に、「安心して任せられる。」と言ったことを思い出しました。それは先程、齋藤委員長に信頼していると申し上げたことが、大きな一つの方向性だったんだろうと思います。もちろん、体の調子も悪くなっていったのだと思いますが、あの方が認める体制になってきたことが、大きな一つの決断となったのだと思います。信頼を持ってこの協議会を見るようになり、我々田子町としましても両方の協議会に参加させていただいていますが、本当に大きな安心を聞くことができ、一つの大きな決定を見ることができ協議会になっていったことが、大きな成果だったと思います。

今日は田子町ケーブルテレビも入らせていただいておりますが、青森県側につきましてもケーブルテレビが毎回協議会の内容を町民に放映しておりましたので、同様に少し歩みは違いますが確実な歩みをしていることを伝えられておりますことを大変嬉しく思っております。技術の方からの助言や、ワーキングという意味合いで地域の熱い想いを持って提言をくださっていることは、我々にとりましても二戸市さんの事ではあります、心強く見ておりました。田子町としましては、先程からお話になられている今後の歩み方について、継続して後世に繋げていくことを、我々としては生活と共にこの不法投棄事案の教訓をどうやって地域に根付かせ、子供達に伝えていけるのかを真剣に考えていくきっかけになったなと思っております。関係者の皆様大変ありがとうございました。

○齋藤委員長

はい、ありがとうございました。一つ、必ずしもうまくいかなかったなという思いがあります。協議会で県が住民の方々や地元の自治体の意向を十分理解して、それに沿ったかたちで事を進めてきました。それが逆に言うと、地元からするとうまくいっているため、非常に関心が薄れていくようなかたちになったように思います。贅沢な話ですけど、マイナスの部分もありました。言い方が悪いですが、豊島のようなことになったら、これは住民の方も決して忘れない、「闘い」のような形になったと思います。そうではなく全て順調に、この協議会の中では様々ありましたが、しかしみんなの意向で進んだ。それがちょっと関心を薄めてしまったことに繋がったかなと思います。ということをおいつつ藤原市長さんからお願ひします。

○藤原委員

皆さんのお話をお聞きしまして、如何にそれぞれの立場から御尽力いただいたのか改めて感じたところでございます。平成11年に二戸市と田子町に跨る不法投棄現場が発覚してから24年です。長い時間と多額の予算が使われ多くの皆様の御協力をいただいて、お陰様で今日ここに一つの区切りとして特措法の期限までに成果を残すことができたことを本当に有難く思っております。これまで87回の対策協議会を支えていただきました齋藤委員長を始め協議会委員の皆様、汚染土壌対策技術検討委員会の先生方、ワーキンググループの皆様

様そして岩手県関係の皆様には二戸市を代表して御礼したいと思います。ありがとうございました。

私自身も、発覚当初担当部署におりまして、本日の回復宣言の場のここにも立たせていただいていることも感慨深く思っているところでございます。跡地の利活用など課題は残っておりますが、全国的にも注目を集め、国においては法律をつくっていただき県においても最善を尽くして頂いたこの大自然の中にあります負の現場跡地であります。田子町さんもそうだと思いますが、どうしてこんなことが私達の町二戸で起こったのか、いつまで経っても憤りを忘れることはできません。一方で今後このような事案が二度と起こらないよう後世に残すべく取り組んでいくこと、あるいはまた事案の伝承に皆さんの御指導を頂きながら、先程「フォローアップ会議」等もこの後設置されるとありました。岩手県の皆様やフォローアップ会議の皆様から御指導をいただきながらしっかりと取り組んでいくことが責務だと感じております。

最後になりますが、齋藤委員長を始め皆様方に長い間御尽力いただきましてありがとうございました。心から御礼を申し上げます。挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○齋藤委員長

はい、ありがとうございました。思いの丈は尽きないかもしれませんが、今日で最後の協議会ということで締めさせていただきたいと思っております。委員長、雑駁なものですから口の悪いことも多々あって御無礼もたくさんあったかと思いますが、何とかこの宣言ができたことに免じてお許しをいただきたいと思っております。ということで、これで議事は終わりにさせていただきます。最後、事務局にお返し致します。

○佐々木主任主査

齋藤委員長、長時間の議事進行ありがとうございました。4「その他」でございますが、環境生活部の佐々木技監兼廃棄物特別対策室長から、委員の皆様へ一言御礼を申し上げます。

○佐々木室長

本日、原状回復宣言をいただきました。この事業に携わってきた全員が感無量というところでございます。齋藤委員長からのお話もありましたが、私、長くこの事案に携わってきました。この関係で12年間いたということになります。そのうちの半分の6年が発覚当初から撤去のシステムを作るということに携わり、その後、様々な場面でこの事業に携わってこられたことは非常に感慨深いです。その都度に重い課題があり、どう乗り越えるかというのをみんなで考えてきた結果だと考えております。

私がこの事業に長く携わってきましたので、代表して御礼申し上げます。

まずもって、齋藤委員長におかれましては、先程皆様からお話があったとおり、当初から強いリーダーシップをもって地域の皆様から望む全量撤去を初めからお話しされて、我々に檄を飛ばされ御指導いただきました。また、この協議会の委員の皆様におかれましては、

様々な前向きな発言をいただき我々の事業の後押しをしていただきました。厚く御礼申し上げるとともに、深く感謝いたします。ありがとうございます。

また、本日遠路から川本委員長がいらしておりますけれども、川本委員長を始め汚染土壌対策技術検討委員会の委員の皆様におかれましても、16年という長きにわたって委員会を運営されてこられました。その都度の課題に際しまして建設的な意見を賜りましたので、非常に高濃度な土壌汚染が多種多様にあるという現場を浄化できたことは、皆様委員からの御助言の賜物であると考えております。

そもそも皆様からお話ありましたが、この不法投棄というのは、根本は私達の「使ったら棄てる」という生活スタイルが起因していると思っております。棄てられた自治体が都会のごみの始末をしなきゃならないのかというのは、行政としてもかなりの憤りを感じていたところがございます。

ただ、このような中、環境省におきましては、産業廃棄物の排出者責任を強化するという事で、ごみを出した人の責任をきちんと明確にして、取り締まりを強化することで適正処理を推進してきたことと、何より産廃特措法を作って大規模な不法投棄に財政支援という支援をいただきました。この支援がなければ、いかに我々が強い心をもってしても、この日を迎えることができなかつたということですので、大きな原状回復に至った要因ではないかと考えております。

その一方で原状回復は致しましたが、まだまだ課題があるので、次の新しい検討の場にバトンタッチしていくということですが、それにあたりましてもワーキングの皆様からその方向性の御意見をいただいたということで、大変ありがとうございます。

この他にも様々な場面で、実際に原状回復の現場を施工していただいた企業の皆様、廃棄物の撤去、廃棄物を受け入れて処理をしていただいた皆様など多種多様な皆様に携わっていただいたおかげで、この日を迎えることができました。これまで御指導いただいた皆様、御協力いただいた方々に深く感謝して御礼の言葉とさせていただきます。簡単ではございますが、誠にありがとうございました。

○佐々木主任主査

本日は、皆様大変ありがとうございました。以上をもちまして、第87回原状回復対策協議会を閉会します。お疲れさまでございました。